

附属機関等の概要

(平成28年4月1日現在)

附属機関等の名称	浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会
設置根拠	浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会実施要綱
設置の趣旨、必要性等	この要綱は、高齢者及び障がい者の虐待の予防、早期発見、防止とともに、虐待を受けた高齢者、障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関等との連携協力体制の整備を図るために浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会（以下、協議会という）を設置する。
設置年月日	平成26年4月1日
所管事項	(1) 協議会に関すること。 (2) 実務者会議に関すること。
公開、非公開の別	原則非公開
非公開とする理由	虐待を受けている障がい者に関する事項を審議する会議であり、その内容を公開すると、審査に係るプライバシーを著しく侵害することとなるため
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当
委員の人数・任期	27名 2年
委員の報酬等	委員9,000円/日額（指定管理者、委託事業者、社会福祉法人を除く）
所管部署	健康福祉部障がい事業課施設管理係 障がい者虐待防止センター 電話 047-351-1111（内線）1126 健康福祉部高齢者支援課高齢化対策係 電話 047-351-1111（内線）73-2113・4 猫実地域包括支援センター 電話 047-351-1111（内線）73-2000～4・6
備考	廃止